

# 事故報告フロー

事故報告の流れ

事故発生

活動組織

【活動組織 ⇒ 市町村】

- ① 市町村担当へ電話で報告
- ② 別添「事故報告書【第〇報】」により、市町村担当へ提出

市町村

【市町村 ⇒ 県むらづくり課、推進協議会】

- ① 「事故報告書【第〇報】」より、むらづくり課、推進協議会へ提出

※被災者が重体、死亡された場合は、併せて電話で県及び推進協議会担当へ報告

～報告先～

- ・県むらづくり課(担当3名の職員アドレスまで)
- ・推進協議会

推進協議会

県むらづくり課

県農林水産部長室

【県むらづくり課 ⇒ 県農林水産部長室】

※被災者が重体、死亡された場合

情報提供

広域本部  
地域振興局

【県 ⇒ 九州農政局】

- ① 「事故報告書【第〇報】」により、農政局担当へ提出

※被災者が重体、死亡された場合は、併せて電話で報告

九州農政局